

(別添 I)

東部大阪経営者協会規約

昭和 40 年 7 月一部改正

昭和 47 年 7 月一部改正

平成 25 年 4 月一部改正 7 月実施

【目的】

第一 条 本会は労使関係の安定を図り、東部大阪地方産業の振興に寄与することを以て目的とする。

【名称】

第二 条 本会は東部大阪経営者協会と称する。

【地区】

第三 条 本会の地区は東部大阪および近接する区域とする。

【事務所の所在地】

第四 条 本会の事務所は地区内に置く。

【事業】

第五 条 本会は、その目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- 1 事業経営に関する諸問題の調査研究並びに諸施策の樹立実地
- 2 経営者相互の連絡並びにその意見の総合及びその実地
- 3 経済、労働、社会関係機関の連絡
- 4 経済、労働、社会問題に関する情報、資料の蒐集並びに配布
- 5 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 章の規定による労働保険事務組合としての業務。
- 6 その他本会の目的達成に必要な事業

【会員の資格】

第六 条 本会は地区内で事業を経営する法人、個人中より執行権又は自由裁量権を有する重要な地位にあるもので、理事会が承認した者を会員とする。

【会 費】

第七 条 会員は、別に定めるところにより、会費を負担しなければならない。

【役 員】

第八 条 本会に次の役員を置く。

会 長	一 名
副 会 長	若 干 名
専務理事	一 名
理 事	若 干 名
監 事	二 名

【役員の職務】

第九条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 専務理事は日常業務を総括する。
- 4 理事は、会長を補佐し、会務を分掌する。
- 5 監事は本会の業務及び経理を監査し、その結果を会員総会に報告する。

【役員の選任】

第十条 理事は会員総会において会員及び学識経験者のうちから選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事は理事の互選により選出する。
- 3 監事は会員総会において、会員のうちから選任する。

【役員の任期】

第十一条 役員の任期は、二年とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期終了後、後任者の就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- 4 補欠で選任された役員は、前任者の残存期間在任する。

【会議】

第十二条 本会の会議は定期会員総会、臨時会員総会及び役員会とする。

- 2 定期会員総会は、毎年一回開催し、臨時会員総会は、会員の要求又は会長が必要と認めたときに招集する。
- 3 役員会は必要都度随時開催する。

【会員総会の決議事項】

第十三条 次に掲げる事項は、会員総会の議決を経なければならない。

- 1 収支予算並びに会費の賦課及び徴収方法
- 2 収支決算
- 3 規約の変更
- 4 会員の除名
- 5 その他重要な事項

【会議の招集】

第十四条 会長は会議を招集して、その議長となる。

【会議の議事】

第十五条 会議の議決は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【会員のその他の権利】

第十六条 会員は本会の運営について、何時にも会長に意見を提出することができる。

- 2 会長は提案事項について、理事会に諮り適時処理する。

【顧問】

第十七条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は本会の目的達成に必要な重要事項について会長の諮問に応ずる。

【専門委員会】

第十八条 本会に、その目的達成に必要な重要事項を調査研究するために、理事会の議決を経て専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、会員又は学識経験者のうちから会長が委嘱する。

【事務局】

第十九条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

【事務局長及び職員】

第二十条 事務局に事務局長一人の外必要な職員を置く。

2 事務局長は理事会の承認を経て会長が任命する。

3 事務局長は会長を補佐するとともに常時会務を処理しその責に任ずる。

4 事務局職員は事務局長の指揮を受け、庶務を処理する。

【事業年度】

第二十一条 本会の事業年度は毎年七月一日に始まり、翌年六月三十日に終わる。

【収支】

第二十二条 本会の経費は会費、寄付金その他の収入をもってあたる。

附 則

1 【実施の時期】

本規約は平成25年7月1日から実施する。

2 【会員の加入】

本会には一事業所より一名以上加入することができる。

但し、第六条の有資格者に限る

3. 【会費規定】

昭和37年7月1日制定、施行

昭和42年7月1日改正、施行

昭和46年6月改正7月施行

昭和48年7月改正、施行

昭和50年7月改正、施行

昭和53年7月改正、施行

昭和55年7月改正、施行

昭和59年7月改正、施行

平成2年8月改正7月施行

平成12年8月改正7月施行

平成25年4月改正7月施行

第1条 規約第七条に規定する会費は、この細則の定めるところによる。

第2条 普通会費は会員割、従業員割の2種として、下記基準による負担額の合計とする。

イ 会員割 1事業所または登録会員一人毎に月額8,000円

ロ 従業員割 1事業所の従業員数により

20 人未満	1 ヶ月	2,000 円
50 人未満	1 ヶ月	4,000 円
100 人未満	1 ヶ月	6,000 円
200 人未満	1 ヶ月	11,000 円
500 人未満	1 ヶ月	21,000 円
1,000 人未満	1 ヶ月	36,000 円
1,000 人以上	1 ヶ月	36,000 円

第3条 会費は年3期とし、4ヶ月を1期として徴収する。

第4条 新入会員の会費は、入会の月より月額を以てその期分を徴収する。

第5条 退会者の既納の会費は、一切これを返還しない。

第6条 本会会長、副会長またはその他の首脳役員は本会財務の実情により、第2条の普通会費の外に特別会費を負担することがある。特別会費の負担基準及び時期については必要に応じ、その都度役員会に於いて決定する。

第7条 この改正規定は平成25年7月1日よりこれを施行する。

以上